

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 類 肉及び食用のくず肉 （省 略） 総 説 （省 略） 同様に、MA 包装（Modified Atmospheric Packaging）の方法により包装されたこの類の肉及びくず肉（例えば、生鮮又は冷蔵の牛の肉）は、この類に属する。MA 包装では、物品を取り囲む空気は、置換又は調節されている（例えば、酸素を除去し窒素若しくは二酸化炭素で置換する、又は酸素量を減少させ窒素量若しくは二酸化炭素量を増加させる。）。 $\frac{*}{* \quad *}$ 号の解説 「骨付き」 「骨付き」とは、本来の骨がすべて付いたままの肉及び部分的に骨を除いた肉（例えば、シャンクレス（shankless）ハム及びセミボンレスハム）をいう。これには、骨が取り除かれ、その後、再度挿入され肉の組織とつながっていないものを含まない。 02.10 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール （省 略） （削 除）	第 2 類 肉及び食用のくず肉 （省 略） 総 説 （省 略） 同様に、MA 包装（Modified Atmospheric Packaging）の方法により包装されたこの類の肉及びくず肉（例えば、生鮮又は冷蔵の牛の肉）は、この類に属する。MA 包装では、物品を取り囲む空気は、置換又は調節されている（例えば、酸素を除去し窒素若しくは二酸化炭素で置換する、又は酸素量を減少させ窒素量若しくは二酸化炭素量を増加させる。）。 （新 規） 02.10 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール （省 略） 号の解説 0210.11 号 0210.11 号において、「骨付き」とは、本来の骨がすべて付いたままの肉及び部分的に骨を除いた肉（例えば、シャンクレス（shankless）ハム及びセミボンレスハム）をいう。この号には、骨が取り除かれ、その後、再度挿入され肉の組織とつながっていないものを含まない。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 12 類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、 工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 （省 略） 総 説 12.01 項から 12.07 項までの各項には、食用又は工業用の油脂の抽出（圧搾又は溶剤による。）12 類に使用される種類の種及び果実を含み、これら提示された物品が、当該目的のものであるか、又は播種又はその他の目的のものであるかないかを問わない。ただし、これらの各項は、08.01 項若しくは 08.02 項の物品、オリーブ（7 類又は 20 類）及び油は抽出されるかも知れないが、それらは主に他の用途に使用される種及び果実、例えば、あんず、桃若しくはプラムの核（12.12）並びにカカオ豆（18.01）を含まない。 これらの各項に含まれる種及び果実は、丸のままのもの、砕いたもの、つぶしたもの又は殻をとったものであってもよい。また、これらは、主に保存性を改善するために（例えば、脂肪分解性酵素及び水分の一部除去）、苦味除去のために、<u>栄養阻害因子を不活性化するために</u>、又は使用し易くするために、熱処理がされていてもよい。ただし、その処理は、天然生産品としての種及び果実の特性を変えるものではなく、かつ、一般的用途以上のむしろ特別の用途に適するようにしてないものに限る。 これらの各項は、採油用の種及び果実から植物性油を抽出したことにより生じる固形のかす（脱脂した粉及びミールを含む。）を含まない（23.04、23.05 又は 23.06）。	第 12 類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、 工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 （省 略） 総 説 12.01 項から 12.07 項までの各項には、食用又は工業用の油脂の抽出（圧搾又は溶剤による。）12 類に使用される種類の種及び果実を含み、これら提示された物品が、当該目的のものであるか、又は播種又はその他の目的のものであるかないかを問わない。ただし、これらの各項は、08.01 項若しくは 08.02 項の物品、オリーブ（7 類又は 20 類）及び油は抽出されるかも知れないが、それらは主に他の用途に使用される種及び果実、例えば、あんず、桃若しくはプラムの核（12.12）並びにカカオ豆（18.01）を含まない。 これらの各項に含まれる種及び果実は、丸のままのもの、砕いたもの、つぶしたもの又は殻をとったものであってもよい。また、これらは、主に保存性を改善するために（例えば、脂肪分解酵素の不活性化又は水分の一部除去）、苦味除去のために、又は使用し易くするために、<u>おだやかな熱処理がしてあってもよい</u>。ただし、その処理は、天然生産品としての種及び果実の特性を変えるものではなく、かつ、一般的用途以上のむしろ特別の用途に適するようにしてないものに限る。 これらの各項は、採油用の種及び果実から植物性油を抽出したことにより生じる固形のかす（脱脂した粉及びミールを含む。）を含まない（23.04、23.05 又は 23.06）。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
28.05 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム(これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)並びに水銀 （省 略） （ A ）～（ C ） （省 略） （ D ）水銀 水銀は、常温で液体の唯一の金属である。 天然の硫化水銀（辰砂、cinnabar）を加熱して得られ、ろ過、減圧蒸留及び希硝酸処理により鉱石の中の金属（鉛、亜鉛、すず、ビスマス）から分離する。 水銀は、銀白色の金属光沢のある重い液体（比重 13.59）で毒性があり、貴金属を侵しやすい。常温では、純粋な水銀は空気にさらしても影響がないが、不純なものはかった色の酸化水銀の被膜を生じる。通常特別の鉄製容器（フラスコ）に入れてある。 水銀は、28.43 項又は 28.53 項のアマルガムの製造、金若しくは銀の冶（や）金工業、金若しくは銀のめっき工業及び塩素、水酸化ナトリウム、水銀塩、朱又は雷酸塩の製造に使用すると共に、水銀灯の製造、計器又は医薬に使用する。 （削 除）	28.05 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム(これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)並びに水銀 （省 略） （ A ）～（ C ） （省 略） （ D ）水銀 水銀は、常温で液体の唯一の金属である。 天然の硫化水銀（辰砂、cinnabar）を加熱して得られ、ろ過、減圧蒸留及び希硝酸処理により鉱石の中の金属（鉛、亜鉛、すず、ビスマス）から分離する。 水銀は、銀白色の金属光沢のある重い液体（比重 13.59）で毒性があり、貴金属を侵しやすい。常温では、純粋な水銀は空気にさらしても影響がないが、不純なものはかった色の酸化水銀の被膜を生じる。通常特別の鉄製容器（フラスコ）に入れてある。 水銀は、28.43 項又は 28.53 項のアマルガムの製造、金若しくは銀の冶（や）金工業、金若しくは銀のめっき工業及び塩素、水酸化ナトリウム、水銀塩、朱又は雷酸塩の製造に使用すると共に、水銀灯の製造、計器又は医薬に使用する。 <u>医薬品に使用される水銀のコロイド状懸濁液(水中で水銀と白金の間に電気アークを起こすと得られる赤色又は緑色の液体)は、この項には属さず、30 類に属する。</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
28.23 チタンの酸化物 商慣行上重要な酸化チタンは、二酸化チタン（無水チタン酸）(TiO_2) だけであり、28.41 項のチタン酸塩を生成する。 （削 除） 比重約 4 の無定形の白色粉であるが、加熱すると黄変する。 <u>この項には、混合されてない又は表面処理されてない二酸化チタンは含まれるが、顔料（32.06）としての用途又は他の目的（例えば、38.15 又は 38.24）に適する客観的特徴を得るために、製造工程において化合物を意図的に加えた二酸化チタンは含まれない。</u> この項には、<u>また、次の物品を含まない。</u> （a）～（b）（省 略）	28.23 チタンの酸化物 商慣行上重要な酸化チタンは、二酸化チタン（無水チタン酸）(TiO_2) だけであり、28.41 項のチタン酸塩を生成する。 <u>二酸化チタンは、天然のチタン酸鉄（チタン鉄鉱（ilmenite）(26.14)）を硫酸で処理して得られる。</u> 比重約 4 の無定形の白色粉であるが、加熱すると黄変する。 <u>二酸化チタンは、主に顔料として使用するが、他の物品と混合してない場合又は表面処理をしてない場合はこの項に属する。顔料として硫酸バリウム、硫酸カルシウムその他の物質と混合し又は表面処理したものは、32.06 項に属する。これらのすべての顔料は、チタン白（titanium white）と称される。二酸化チタンは、全白色顔料中最高の隠ぺい力を有し、耐光性がある。不透明紙の充てん料、ガラス製品の乳白剤、ペイント又はプラスチックの製造、ゴム又は窯業工業及びビスコースレーヨンのつや消しに使用する。</u> この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b）（省 略）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
28.52 水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。） この項には、水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。）を含む。 主なものは、次の物品である。 （１）水銀の酸化物：酸化第二水銀（mercuric oxide）（HgO）は、水銀の酸化物の中で最も重要なもので、鮮赤色結晶性粉（赤色酸化物）又はより高密度な橙黄色の無定形の粉（黄色酸化物）である。これらはいずれも毒性があり、光にさらすと黒変する。<u>船舶用塗料又は水銀塩の調製用、又は触媒として使用する。</u> （２）水銀の塩化物 （ａ）塩化第一水銀（甘こう、caromel）（Hg_2Cl_2）：無定形の塊、粉又は白色結晶として存在し、水に不溶である。<u>塩化第一水銀は、花火、窯業等に使用する。</u> （ｂ）塩化第二水銀（昇こう、corrosive sublimate）（HgCl_2）：多角柱状性結晶又は白色針状結晶で、水（特に熱水）に可溶、<u>猛毒である。鉄のブロンズ化、木材の不燃化、写真の増感剤、有機化学及びにおける触媒及び酸化水銀の製造に使用する。</u> （３）水銀のよう化物 （ａ）よう化第一水銀（mercurous iodide）（HgI 又は Hg_2I_2）：通常無定形の粉であるが、時には結晶もある。通常、黄色であるが、時には緑色又は赤色を帯びていることがある。水に難溶で毒性が強い。有機合成に使用する。 （ｂ）（省 略） （４）（省 略） （５）水銀の硫酸塩 （ａ）～（ｂ）（省 略） （ｃ）硫酸二酸化三水銀（trimercury dioxide sulphate）（$\text{HgSO}_4 \cdot 2\text{HgO}$）（塩基性硫酸水銀） （６）水銀の硝酸塩 （ａ）～（ｂ）（省 略） （ｃ）塩基性硝酸水銀 （７）水銀のシアン化物 （ａ）シアン化第二水銀（mercuric cyanide）（$\text{Hg}(\text{CN})_2$） （ｂ）シアン化酸化第二水銀（mercuric cyanide oxide）（$\text{Hg}(\text{CN})_2 \cdot \text{HgO}$）	28.52 水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。） この項には、水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。）を含む。 主なものは、次の物品である。 （１）水銀の酸化物：酸化第二水銀（mercuric oxide）（HgO）は、水銀の酸化物の中で最も重要なもので、鮮赤色結晶性粉（赤色酸化物）又はより高密度な橙黄色の無定形の粉（黄色酸化物）である。これらはいずれも毒性があり、光にさらすと黒変する。<u>眼科用（特に赤色酸化物）、船舶用塗料・水銀塩の調製用又は触媒に使用する。</u> （２）水銀の塩化物 （ａ）塩化第一水銀（甘こう、caromel）（Hg_2Cl_2）：無定形の塊、粉又は白色結晶として存在し、水に不溶である。<u>沈殿又は蒸気カロメルで特に純粋なものは、緩下剤、駆虫剤として使用する。</u> <u>塩化第一水銀は、花火、窯業等にも使用する。</u> （ｂ）塩化第二水銀（昇こう、corrosive sublimate）（HgCl_2）：多角柱状性結晶又は白色針状結晶で、水（特に熱水）に可溶、<u>猛毒であり、非常に希薄な溶液で強力な防腐力、殺菌力、殺虫力を持つ。医薬（消毒剤等）、鉄のブロンズ化、木材の不燃化、写真の増感剤、有機化学における触媒及び酸化水銀の製造に使用する。</u> （３）水銀のよう化物 （ａ）よう化第一水銀（mercurous iodide）（HgI 又は Hg_2I_2）：通常無定形の粉であるが、時には結晶もある。通常、黄色であるが、時には緑色又は赤色を帯びていることがある。水に難溶で毒性が強い。<u>消毒剤（梅毒治療用）及び有機合成に使用する。</u> （ｂ）（省 略） （４）（省 略） （５）水銀の硫酸塩 （ａ）～（ｂ）（省 略） （ｃ）硫酸二酸化三水銀（trimercury dioxide sulphate）（$\text{HgSO}_4 \cdot 2\text{HgO}$）（塩基性硫酸水銀）：<u>淡黄色の粉で水に不溶、光で分解する。医薬に使用する。</u> （６）水銀の硝酸塩 （ａ）～（ｂ）（省 略） （ｃ）塩基性硝酸水銀：<u>これらの硝酸塩は、黄色の粉で医薬に使用する。</u> （７）水銀のシアン化物 （ａ）シアン化第二水銀（mercuric cyanide）（$\text{Hg}(\text{CN})_2$）：<u>白色不透明の結晶で水に可溶、空気中でかっ色に変わる。加熱すると分解してシアンガスを発生するので、シアンガスの製造に使用する。また、防腐剤、消毒剤（特にせっけん）、写真に使用する。</u> （ｂ）シアン化酸化第二水銀（mercuric cyanide oxide）（$\text{Hg}(\text{CN})_2 \cdot \text{HgO}$）：<u>白色の結晶性粉末で、水（特に熱水）に可溶。塩化第二水銀より強力で、シアン化水銀より刺激の弱い殺菌作用があり、眼科、丹毒、皮膚病、梅毒の治療及び外科用器具の</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(8) ~ (11) （省 略） (12) 複塩及び錯塩 （ a ）アンモニウムと水銀の塩化物（塩化アンモニウム第二水銀（ammonium mercuric chloride 又は ammonium chloromercurate ））：白色の結晶性粉末で、熱水に比較的 可溶。有毒である。花火に使用する。 （ b ）よう化水銀銅：暗赤色の粉末で、水に不溶で有毒。測温器に使用する。 (13) アミノ塩化（第二）水銀（HgNH_2Cl ）：塩化第二水銀溶液にアンモニアを作用させて得 られる。白色の粉で、光にさらすと灰色又は黄色になる。水に不溶で有毒、花火に使用 する。 (14) ~ (16) （省 略） （ 省 略 ）	<u>滅菌に使用する。</u> (8) ~ (11) （省 略） (12) 複塩及び錯塩 （ a ）アンモニウムと水銀の塩化物（塩化アンモニウム第二水銀（ammonium mercuric chloride 又は ammonium chloromercurate ））：白色の結晶性粉末で、熱水に比較的 可溶。有毒である。<u>医薬及び</u>花火に使用する。 （ b ）よう化水銀銅：暗赤色の粉末で、水に不溶で有毒。測温器に使用する。 (13) アミノ塩化（第二）水銀（HgNH_2Cl ）：塩化第二水銀溶液にアンモニアを作用させて得 られる。白色の粉で、光にさらすと灰色又は黄色になる。水に不溶で有毒、花火<u>及び医 薬</u>に使用する。 (14) ~ (16) （省 略） （ 省 略 ）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 29 類 有機化学品	第 29 類 有機化学品
（省 略）	（省 略）
総 説	総 説
この類には、この類の注 1 に定めるものを除き、原則として、化学的に単一の化合物を分類する。	この類には、この類の注 1 に定めるものを除き、原則として、化学的に単一の化合物を分類する。
（ A ） ～ （ G ） （ 省 略 ）	（ A ） ～ （ G ） （ 省 略 ）
（ H ） 29.32 項から 29.34 項までの分類（類注 7）	（ 新 規 ）
29.32 項から 29.34 項までには、エポキシドで三員環のもの、ケトンペルオキシド、アルデヒド又はチオアルデヒドの環状重合体、多塩基カルボン酸の酸無水物、多価アルコール又は多価フェノールと多塩基酸との環状エステル及び多塩基酸のイミドを含まない（複素環構造を形成するヘテロ原子が、ここに掲げる環を形成する基のみに含まれる場合に限る。）	
この類の注 7 の前段に掲げる官能基に加え、その構造上、別の複素環構造を形成するヘテロ原子が存在する場合には、すべての環構造を形成する基を考慮して分類される。従って、例えば、アナキシロン（anaxirone（INN））及びブラデホビル（pradefovir（INN））は二以上の異なるヘテロ原子を有する複素環式化合物として 29.34 項に属し、窒素原子のみを有する複素環式化合物として 29.33 項には属しない。	
アナキシロン（INN） ブラデホビル（INN）	
（ IJ ） 誘導体の分類	（ H ） 誘導体の分類
（ K ） 縮合環	（ IJ ） 縮合環

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) (A) ~ (C) (省 略) (D) アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド一般式が <u>ROOH</u> (アルコールペルオキシド) 及び <u>ROOR</u> (エーテルペルオキシド) の化合物である。R は有機基を示す。 例としては、エチルヒドロペルオキシド及びジエチルペルオキシドがある。 この項には、また、ケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)も含む。例えば、シクロヘキサノンペルオキシド(1 - ヒドロペルオキシシクロヘキシル 1 - ヒドロキシシクロヘキシルペルオキシド) (省 略)	29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) (A) ~ (C) (省 略) (D) アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド一般式が <u>RO・OH</u> (アルコールペルオキシド) 及び <u>RO・OR</u> (エーテルペルオキシド) の化合物である。R は有機基を示す。 例としては、エチルヒドロペルオキシド及びジエチルペルオキシドがある。 この項には、また、ケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)も含む。例えば、シクロヘキサノンペルオキシド(1 - ヒドロペルオキシシクロヘキシル 1 - ヒドロキシシクロヘキシルペルオキシド) (省 略)
29.22 酸素官能のアミノ化合物 (省 略) (A) アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩 これらの化合物は、1 個以上のアルコール性水酸基と 1 個以上のアミノ基が炭素原子に結合しているものを含む。これらの化合物は、酸素官能基としてアルコール及びそのエーテル又はエステルのみを含むもの若しくはこれらを組み合わせたものを含む。母体となるアミノアルコールに付随する非母体部分に存在する酸素官能基は、分類に影響を及ぼさない。 (1) ~ (9) (省 略) (10) 硝酸アミノエチル <u>(11) メチルジエタノールアミン</u> (B) ~ (E) (省 略) (省 略)	29.22 酸素官能のアミノ化合物 (省 略) (A) アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩 これらの化合物は、1 個以上のアルコール性水酸基と 1 個以上のアミノ基が炭素原子に結合しているものを含む。これらの化合物は、酸素官能基としてアルコール及びそのエーテル又はエステルのみを含むもの若しくはこれらを組み合わせたものを含む。母体となるアミノアルコールに付随する非母体部分に存在する酸素官能基は、分類に影響を及ぼさない。 (1) ~ (9) (省 略) (10) 硝酸アミノエチル (新 規) (B) ~ (E) (省 略) (省 略)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
29.23 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。） （省 略） 有機の第四級アンモニウム塩は、1 個の四価の窒素陽イオン $R^1R^2R^3R^4N^+$（ここで、R^1、R^2、R^3 及び R^4 は同じか又は異なるアルキル基又はアリール基（メチル、エチル、トリル等））を有している。 この陽イオンは水酸化物イオン（OH^-）と結合し、無機の母体である水酸化アンモニウム NH_4OH に対応し、一般式 $R_4N^+OH^-$ の水酸化第四級アンモニウムを生じる。 ただし、残余の原子価が他の陰イオン（塩化物イオン、臭化物イオン、よう化物イオン等）で満たされた場合は、第四級アンモニウム塩になる。 第四級アンモニウム塩基の最も重要な塩及び置換誘導体は、次の物品である。 （１）～（６）（省 略） 29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物 （１）～（６）（省 略） （７）有機りん化合物 これらは、炭素原子と直接結合したりん原子を少なくとも 1 個以上含む有機化合物である。 <u>このグループには、次の物品を含む。</u> <u>（a）ジメチルメチルりん酸</u> <u>（b）3 - （トリヒドロキシシリル）プロピルメチルりん酸ナトリウム</u> <u>（c）O - イソプロピル＝メチルホスホノフルオリダート（サリン）</u> <u>（d）O - ピナコリル＝メチルホスホノフルオリダート（ソマン）</u> （省 略）	29.23 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。） （省 略） 有機の第四級アンモニウム塩は、1 個の四価の窒素陽イオン $R_1R_2R_3R_4N^+$（ここで、$R_1R_2R_3$ 及び R_4 は同じか又は異なるアルキル基又はアリール基（メチル、エチル、トリル等））を有している。 この陽イオンは水酸化物イオン（OH^-）と結合し、無機の母体である水酸化アンモニウム NH_4OH に対応し、一般式 $R_4N^+OH^-$ の水酸化第四級アンモニウムを生じる。 ただし、残余の原子価が他の陰イオン（塩化物イオン、臭化物イオン、よう化物イオン等）で満たされた場合は、第四級アンモニウム塩になる。 第四級アンモニウム塩基の最も重要な塩及び置換誘導体は、次の物品である。 （１）～（６）（省 略） 29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物 （１）～（６）（省 略） （７）有機りん化合物 これらは、炭素原子と直接結合したりん原子を少なくとも 1 個以上含む有機化合物である。 （新 規） （省 略）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品（生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品 （省 略） （Ａ）～（Ｂ）（省 略） （Ｃ）免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品（<u>生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。</u>） これらには次の物品を含む。 （１）免疫血清及び他の血液分画物（<u>生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。</u>） 血清は、血液が凝固した後に分離された液体分画物である。 この項には、特に血液から得られる物品（正常血液からの血清、正常人免疫グロブリン、血漿、トロンビン、フィブリノーゲン、フィブリン及びその他の血液凝固因子、血液グロブリン、血清グロブリン並びにヘモグロビン）を含む。<u>このグループには、また、生物工学的的方法によって得られた変性ヘモグロビン（例えば、hemoglobin crosfumaril (INN)、hemoglobin glutamer (INN) 及び hemoglobin raffimer (INN)のような架橋したヘモグロビン）を含む。</u> <u>この項は、更に、血液アルブミン（例えば、人間の全血の血漿を分画して得られたヒトアルブミン）で、治療用又は予防用に調製したものを含む。</u> 免疫血清は病原性のバクテリア及びビールス、毒素又はアレルギー現象等の原因により病気（diseases or ailments）に対し免疫となり又は免疫になっている人血又は動物の血液から得られるものである。免疫血清はジフテリア、赤痢、え痘、髄膜炎、肺炎、破傷風、ぶどう状球菌又は連鎖状球菌の感染、蛇のかみ傷、植物毒、アレルギー性疾患等の際に使用する。免疫血清は診断（試験管内のテスト（in vitro test）を含む。）のためにも使用する。特定免疫グロブリンは、免疫血清を精製した製品である。 （省 略） （２）変性免疫産品（生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。） 診断又は治療用及び免疫学的試験に使用する物品は、このグループに属するものとみなす。これらは次のように定義される。 （a）単クローン性抗体（MABs）：特定免疫グロブリンで、選択され、クローニングしたハイブリドーマ細胞を培地あるいは腹水中で培養して得られる。	30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品（生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品 （省 略） （Ａ）～（Ｂ）（省 略） （Ｃ）免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品 これらには次の物品を含む。 （１）免疫血清及び他の血液分画物 血清は、血液が凝固した後に分離された液体分画物である。 この項には、特に血液から得られる物品（正常血液からの血清、正常人免疫グロブリン、血漿、トロンビン、フィブリノーゲン、フィブリン及びその他の血液凝固因子、血液グロブリン、血清グロブリン並びにヘモグロビン）を含む。<u>この項には、また、血液アルブミン（例えば、人間の血液の血漿を分画して得られるヒトアルブミン）で、治療用又は予防用に調製したものを含む。</u> 免疫血清は病原性のバクテリア及びビールス、毒素又はアレルギー現象等の原因により病気（diseases or ailments）に対し免疫となり又は免疫になっている人血又は動物の血液から得られるものである。免疫血清はジフテリア、赤痢、え痘、髄膜炎、肺炎、破傷風、ぶどう状球菌又は連鎖状球菌の感染、蛇のかみ傷、植物毒、アレルギー性疾患等の際に使用する。免疫血清は診断（試験管内のテスト（in vitro test）を含む。）のためにも使用する。特定免疫グロブリンは、免疫血清を精製した製品である。 （省 略） （２）変性免疫産品（生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。） <u>天然の免疫血清に相当する抗原抗体反応を行うもので、診断用、治療用あるいは免疫学的試験に使用する物品はこのグループに属するものとみなす。</u>これらは次のように定義される。 （a）単クローン性抗体（MABs）：特定免疫グロブリンで、選択され、クローニングしたハイブリドーマ細胞を培地あるいは腹水中で培養して得られる。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（b）抗体フラグメント：抗体たんぱく質の部分で、特殊な酵素切断の方法によって得られる。 <u>（c）抗体複合体及び抗体フラグメント複合体：少なくとも 1 つの抗体又は抗体フラグメントを含む複合体であり、最も簡単なものは以下の組合せである。</u> （ ）抗体 - 抗体 （ ）抗体フラグメント - 抗体フラグメント （ ）抗体 - 抗体フラグメント （ ）抗体 - 他の物質 （ ）抗体フラグメント - 他の物質 （ ）及び（ ）の複合体には、例えば、たんぱく質の構造に酵素（例えば、アルカリフォスファターゼ、ペルオキシダーゼ又はベータガラクトシターゼ）又は染料（フルオレセイン）を共有結合させたものが含まれ、これらは直接的な検出反応に使用される。 （D）～（E）（省 略）	（b）抗体フラグメント：抗体たんぱく質の部分で、特殊な酵素切断の方法によって得られる。 <u>（c）抗体及び抗体フラグメント複合体：たんぱく質の構造に、酵素（例えば、アルカリフォスファターゼ、ペルオキシダーゼ又はベータガラクトシターゼ）又は染料（フルオレセイン）を共有結合させたもので、直接的な検出反応に使用する。</u> （D）～（E）（省 略）
30.03 医薬品（治療又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。） （省 略） この項には、次の物品を含む。 （1）～（3）（省 略） （4）医薬用のコロイド溶液及びコロイド懸濁液（例えば、コロイドセレン）。ただし、コロイド硫黄及び単一のコロイド状貴金属はこの項に含まない。コロイド硫黄は、治療又は予防を目的として投与量にし又は小売用の包装にした場合は 30.04 項に属し、その他の場合には 28.02 項に属する。また、単一のコロイド状貴金属は、医薬用の状態にしてあるかないかを問わず 28.43 項に属する。ただし、コロイド状貴金属の混合物又は一以上のコロイド状貴金属とその他のものとの混合物で、治療又は予防を目的としているものは、この項に属する。 （5）～（13）（省 略） （省 略）	30.03 医薬品（治療又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。） （省 略） この項には、次の物品を含む。 （1）～（3）（省 略） （4）医薬用のコロイド溶液及びコロイド懸濁液（例えば、コロイドセレン、<u>コロイド水銀</u>）。ただし、コロイド硫黄及び単一のコロイド状貴金属はこの項に含まない。コロイド硫黄は、治療又は予防を目的として投与量にし又は小売用の包装にした場合は 30.04 項に属し、その他の場合には 28.02 項に属する。また、単一のコロイド状貴金属は、医薬用の状態にしてあるかないかを問わず 28.43 項に属する。ただし、コロイド状貴金属の混合物又は一以上のコロイド状貴金属とその他のものとの混合物で、治療又は予防を目的としているものは、この項に属する。 （5）～（13）（省 略） （省 略）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
32.06 その他の着色料、この類の注 3 の調製品（第 32.03 項から第 32.05 項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） （省 略） （ A ）その他の着色料及びこの類の注 3 の調製品 （ 32.03 項から 32.05 項までのものを除く。） （省 略） この項の着色料には、次の物品を含む。 （ 1 ）二酸化チタンをもととした顔料：<u>これらは、表面処理をした、又は硫酸カルシウム、硫酸バリウム又はその他の物質と混合した二酸化チタンを含む。これらは、また、顔料としての用途に適する客観的特徴を得るために、製造工程において化合物を意図的に加えた二酸化チタンを含む。その他の特別に製造された二酸化チタンで、顔料としての用途に適しないものは、その特性により他の項（例えば、38.15，38.24）に分類される。混合されてなく、表面処理されていない二酸化チタンは、28.23 項に分類される。</u> （ 2 ）～（ 13 ） （省 略） （ B ） （省 略） （省 略）	32.06 その他の着色料、この類の注 3 の調製品（第 32.03 項から第 32.05 項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） （省 略） （ A ）その他の着色料及びこの類の注 3 の調製品 （ 32.03 項から 32.05 項までのものを除く。） （省 略） この項の着色料には、次の物品を含む。 （ 1 ）二酸化チタンをもととした顔料：<u>表面処理をした二酸化チタン、二酸化チタンと硫酸カルシウム、硫酸バリウム又はその他の物質との混合物又はこれらの物質の混合物を水性スラリーにしたもの。表面処理も混合もされていない二酸化チタンはチタン白と呼ばれることがあるが、このような物品は 28.23 項に属する。</u> （ 2 ）～（ 13 ） （省 略） （ B ） （省 略） （省 略）

新旧对照表

【関税率表解説（平成18年12月1日財関第1475号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 39 類	第 39 類
プラスチック及びその製品	プラスチック及びその製品
(省 略)	(省 略)
総 説	総 説
(省 略)	(省 略)
39.01 項から 39.11 項までの範囲	39.01 項から 39.11 項までの範囲
(省 略)	(省 略)
例示：	例示：
(a) ポリ塩化ビニル	(a) ポリ塩化ビニル
(省 略)	(省 略)
(b) ポリアミド - 6 , 6	(b) ポリアミド - 6 , 6
次の重合鎖は 4 つの単量体ユニットを表す。	次の重合鎖は 4 つの単量体ユニットを表す。
$\begin{array}{ccccccc} \text{—NH—(CH}_2\text{)}_6\text{—NH—} & \overset{\text{O}}{\parallel} & \text{(CH}_2\text{)}_4\text{—} & \overset{\text{O}}{\parallel} & \text{—NH—(CH}_2\text{)}_6\text{—NH—} & \overset{\text{O}}{\parallel} & \text{(CH}_2\text{)}_4\text{—C—} \\ & & & & & & \\ 1 & & 2 & & 3 & & 4 \end{array}$	$\begin{array}{ccccccc} \text{—NH—(CH}_2\text{)}_6\text{—NH—} & \overset{\text{O}}{\parallel} & \text{(CH}_2\text{)}_4\text{—} & \overset{\text{O}}{\parallel} & \text{—NH—(CH}_2\text{)}_6\text{—NH—} & \overset{\text{O}}{\parallel} & \text{(CH}_2\text{)}_4\text{—C—} \\ & & & & & & \\ 1 & & 2 & & 3 & & 4 \end{array}$
単量体	単量体
ヘキサメチレンジアミン	ヘキサメチレンジアミン
$\text{(NH}_2\text{—(CH}_2\text{)}_6\text{—NH}_2\text{)}$	$\text{—NH—(CH}_2\text{)}_6\text{—NH—}$
及び	及び
アジピン酸	アジピン酸
$\text{(HOOC—(CH}_2\text{)}_4\text{—COOH)}$	$\text{—C—(CH}_2\text{)}_4\text{—C—}$
構成上の繰返し単位	構成上の繰返し単位
$\text{—NH—(CH}_2\text{)}_6\text{—NH—} \overset{\text{O}}{\parallel} \text{C—(CH}_2\text{)}_4\text{—} \overset{\text{O}}{\parallel} \text{C—}$	$\text{—NH—(CH}_2\text{)}_6\text{—NH—} \overset{\text{O}}{\parallel} \text{C—(CH}_2\text{)}_4\text{—} \overset{\text{O}}{\parallel} \text{C—}$

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（この場合、2つの異なる単量体ユニットが存在し、組成上の繰り返し単位は各々1の単量体ユニットで構成されている。） （c）～（e）（省略）	（この場合、2つの異なる単量体ユニットが存在し、組成上の繰り返し単位は各々1の単量体ユニットで構成されている。） （c）～（e）（省略）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
42.02 旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 （省 略） 号の解説 4202.11、4202.21、4202.31 及び 4202.91 <u>これらの号において、「外面が革製のもの」には、次の物品を含む。</u> <u>（a）革の表面を保護するための肉眼により判別することができない、プラスチック又は合成ゴムの薄い層（一般に厚さは 0.15 ミリメートル未満）で被覆された革。この場合において、色彩及び光沢の変化は考慮しない。</u> <u>（b）パテントラミネーテッドレザー</u> 4202.31、4202.32 及び 4202.39 （省 略）	42.02 旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 （省 略） 号の解説 4202.11、4202.21、4202.31 及び 4202.91 <u>これらの号において、外面が革製のものには、革の表面を保護するための肉眼により判別することができない、プラスチック又は合成ゴムの薄い層（一般に厚さは 0.15 ミリメートル未満）で被覆された革を含む。この場合において、色彩及び光沢の変化は考慮しない。</u> 4202.31、4202.32 及び 4202.39 （省 略）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 （省 略） 総 説 （ A ）～（ C ） （省 略） （ D ）この類の二以上の項に該当する機械（注 2、<u>注 7 及び注 9（D）</u>参照） <u>16 部の注 1 及び 84 類の注 1 のものを除くほか、84.86 項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</u> この類の 84.01 項から 84.24 項までには、産業の種々の分野で使用される機械類（通常その機能に基づいて記載されている。）を含み。その他の項の機械類は、多くの場合にはそれらが使用される産業又はその他の分野に基づいて記載されている。二以上の項に属する機械類は、この類の注 2 に基づき、その該当する項の内の一つが第 1 グループ（すなわち 84.01 項から 84.24 項まで）に該当すれば当該グループの項に属する。従って、原動機はその用途にかかわらず、常に 84.06 から 84.08 項まで又は 84.10 項から 84.12 項に属する。この分類の原則は、ポンプがたとえ特定の用途に限定されていても（例えば、紡績用ポンプ及び農業用ポンプ）同様に適用し、また、遠心分離機、カレンダー、フィルタープレス、炉、蒸気発生機等にも同様に適用する。 （省 略） （ E ） （省 略）	第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 （省 略） 総 説 （ A ）～（ C ） （省 略） （ D ）この類の二以上の項に該当する機械（注 2 <u>及び注 7</u>参照） この類の 84.01 項から 84.24 項までには、産業の種々の分野で使用される機械類（通常その機能に基づいて記載されている。）を含み。その他の項の機械類は、多くの場合にはそれらが使用される産業又はその他の分野に基づいて記載されている。二以上の項に属する機械類は、この類の注 2 に基づき、その該当する項の内の一つが第 1 グループ（すなわち 84.01 項から 84.24 項まで）に該当すれば当該グループの項に属する。従って、原動機はその用途にかかわらず、常に 84.06 から 84.08 項まで又は 84.10 項から 84.12 項に属する。この分類の原則は、ポンプがたとえ特定の用途に限定されていても（例えば、紡績用ポンプ及び農業用ポンプ）同様に適用し、また、遠心分離機、カレンダー、フィルタープレス、炉、蒸気発生機等にも同様に適用する。 （省 略） （ E ） （省 略）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 （省 略） 号の解説 8424.20 この号には、84.24 項の解説の（B）の機器を含む。 <u>8424.81</u> この号には、圧力ポンプ及び充填用漏斗を有する圧力タンク、運搬用ストラップ、柔軟性のある管及び真ちゅう製のランス（吹管）を有するハンドヘルドスプレーアームからなる畜圧式噴霧器（「スプレーガン」として販売されることもある。）を含む。これらはすべて明らかに農業用又は園芸用の使用に最も適している客観的特徴（例えば、3 気圧の動作圧力、5 リットルの容量、調節可能なノズル開口部。）を有する。 84.81 コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。） （省 略） コック、弁等は、特定の機器用、車両用又は航空機用に専用のものであってもこの項に属する。ただし、ある種の機械部分品で、完全な弁を有するもの及びそれ自体は完全な弁ではないが機械の内部の流体の流れを調整するものは、それぞれ関係する機械の部分品として該当する項に属する。例えば、これに該当するものとして内燃機関の吸排気弁（84.09）、内燃機関のすべり弁（84.12）、気体圧縮機の吸入弁及び圧力弁（84.14）、搾乳機用のバルセーター（84.34）及び自動式でないグリース供給用ニップル（<u>84.87</u>）等がある。 （省 略）	84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 （省 略） 号の解説 8424.20 この号には、84.24 項の解説の（B）の機器を含む。 84.81 コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。） （省 略） コック、弁等は、特定の機器用、車両用又は航空機用に専用のものであってもこの項に属する。ただし、ある種の機械部分品で、完全な弁を有するもの及びそれ自体は完全な弁ではないが機械の内部の流体の流れを調整するものは、それぞれ関係する機械の部分品として該当する項に属する。例えば、これに該当するものとして内燃機関の吸排気弁（84.09）、内燃機関のすべり弁（84.12）、気体圧縮機の吸入弁及び圧力弁（84.14）、搾乳機用のバルセーター（84.34）及び自動式でないグリース供給用ニップル（<u>84.85</u>）等がある。 （省 略）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 （省 略） 総 説 （A）（省 略） （B）部分品 部分品に関しては一般的に、16部の総説を参照すること。 この類の機械で電気式でない部分品は、次によりその所属を決定する。 （ ）～（ ）（省 略） （ ）その他の電気式でない部分品は、<u>84.87</u>項に属する。 85.05 電磁石、永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド （省 略） この項には、電磁石及びこの項の規定に特掲された電磁式の機器並びに永久磁石及び永久磁石式の保持具を含む。 （1）（省 略） （2）永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの 永久磁石は、永久的な磁気を与えられた硬鋼、特殊合金その他の材料（例えば、亜鉄酸バリウムをプラスチック又は合成ゴムで凝結させたもの）から成っている。その形状は用途に応じて種々のものがある。馬蹄形磁石の場合には、磁性の減少を防ぐ、しばしば、二つの磁極に鉄の棒を付着させる。永久磁石はその用途を問わず、とりわけがん具として使用されるような小さな磁石であってもこの項に属する。 永久磁石用の物品で磁化してないものとは、その形状及び成分（通常、金属製又は凝集フェライト製（例えば、亜鉄酸バリウム）の立方体又は円盤（タグ）の形状をしている。）から明らかにそれと認められる物品である。 （3）～（6）（省 略） （省 略）	第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 （省 略） 総 説 （A）（省 略） （B）部分品 部分品に関しては一般的に、16部の総説を参照すること。 この類の機械で電気式でない部分品は、次によりその所属を決定する。 （ ）～（ ）（省 略） （ ）その他の電気式でない部分品は、<u>84.85</u>項に属する。 85.05 電磁石、永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド （省 略） この項には、電磁石及びこの項の規定に特掲された電磁式の機器並びに永久磁石及び永久磁石式の保持具を含む。 （1）（省 略） （2）永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの 永久磁石は、永久的な磁気を与えられた硬鋼、特殊合金その他の材料（例えば、亜鉄酸バリウムをプラスチック又は合成ゴムで凝結させたもの）から成っている。その形状は用途に応じて種々のものがある。馬蹄形磁石の場合には、磁性の減少を防ぐ、しばしば、二つの磁極に鉄の棒を付着させる。永久磁石はその用途を問わず、とりわけがん具として使用されるような小さな磁石であってもこの項に属する。 永久磁石用の物品で磁化してないものとは、その形状又は成分（通常、金属製又は凝集フェライト製（例えば、亜鉄酸バリウム）の立方体又は円盤（タグ）の形状をしている。）から明らかにそれと認められる物品である。 （3）～（6）（省 略） （省 略）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
87.11 モーターサイクル（モペットを含むものとしサイドカー付きであるかないかを問わない。）補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー （省 略） この項には、本来、人員を輸送するために設計した二輪自動車のグループを含む。また、この項には、通常のモーターサイクルのほか、小さな径の車輪及び車両の前部と後部とを連結する水平な踏台に特徴があるモータースクーター、組込み式内燃機関及びペダル装置の両者を備えたモペット並びに補助原動機を装備した自転車を含む。 <u>この項には、また、低速域（例えば、舗道（歩道）、小道や自転車通路）で使用するための 1 人乗り二輪電気駆動式輸送装置を含む。ジャイロスコープセンサーと複数のマイクロプロセッサから成るシステムが非直列型の車輪で装置と乗り手のバランスをそれぞれに維持し、これらの技術によって乗り手がまっすぐに立っていることができる。</u> モーターサイクルには、風雨から運転者を守るための装置を備えたもの及びサイドカーを取り付けたものもある。 三輪自動車（例えば、運搬用三輪車タイプのもの）は、87.03 項の乗用自動車の特性を有しない限り、この項に属する。（87.03 項の解説参照） この項には、各種のサイドカー、すなわち、人員又は貨物を運搬するために設計した車両で単独では使用することのできないものを含む。サイドカーは片側に 1 個の車輪を有し、また、反対側には自転車又はモーターサイクルに取り付けてそれらの側面を走行させるための連結器を備えている。 （省 略）	87.11 モーターサイクル（モペットを含むものとしサイドカー付きであるかないかを問わない。）補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー （省 略） この項には、本来、人員を輸送するために設計した二輪自動車のグループを含む。また、この項には、通常のモーターサイクルのほか、小さな径の車輪及び車両の前部と後部とを連結する水平な踏台に特徴があるモータースクーター、組込み式内燃機関及びペダル装置の両者を備えたモペット並びに補助原動機を装備した自転車を含む。 （新 規） モーターサイクルには、風雨から運転者を守るための装置を備えたもの及びサイドカーを取り付けたものもある。 三輪自動車（例えば、運搬用三輪車タイプのもの）は、87.03 項の乗用自動車の特性を有しない限り、この項に属する。（87.03 項の解説参照） この項には、各種のサイドカー、すなわち、人員又は貨物を運搬するために設計した車両で単独では使用することのできないものを含む。サイドカーは片側に 1 個の車輪を有し、また、反対側には自転車又はモーターサイクルに取り付けてそれらの側面を走行させるための連結器を備えている。 （省 略）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） （省 略） この項には次の物品を含む。 （１）（省 略） （２）ビデオゲームコンソール及びその他の電子ゲーム（テレビジョン受像機、ビデオモニター及び自動データ処理機械のモニターと共に使用できるもの）、画面を自蔵するビデオゲーム（携帯できるかできないかを問わない）及び電子表示部分を有するオーディオビジュアルゲーム（脚を有する垂直型を含み、家庭又はゲームアーケード内で使用するもので、例えば、貨幣、トークン又はクレジットカードにより操作される場合がある。）。 目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する第 84 類注 5（Ａ）の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。 この項は、また、ビデオゲームコンソールの部分品及び附属品（この類の注 3 の規定を満たすものに限る。）を含む（例えば、ケース、ゲームカートリッジ、ゲームコントローラー、ステアリングホイール）。 <u>ただし、この項には次の物品は含まない。</u> <u>（ａ）84 類注 5（Ｃ）の規定を満たし、ビデオゲームコンソールに使用するもので他のシステムにも接続することができる周辺機器（キーボード、マウス、ディスク記憶装置等）（16 部）</u> <u>（ｂ）ゲームのソフトウェアが記録され、この項のゲーム機に専ら使用される光ディスク（85.23）</u> （３）～（13）（省 略） この項には、また、次の物品を含まない。 （ａ）～（ｃ）（省 略）	95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） （省 略） この項には次の物品を含む。 （１）（省 略） （２）ビデオゲームコンソール及びその他の電子ゲーム（テレビジョン受像機、ビデオモニター及び自動データ処理機械のモニターと共に使用できるもの）、画面を自蔵するビデオゲーム（携帯できるかできないかを問わない）及び電子表示部分を有するオーディオビジュアルゲーム（脚を有する垂直型を含み、家庭又はゲームアーケード内で使用するもので、例えば、貨幣、トークン又はクレジットカードにより操作される場合がある。）。 目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する第 84 類注 5（Ａ）の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。 この項は、また、ビデオゲームコンソールの部分品及び附属品（この類の注 3 の規定を満たすものに限る。）を含む（例えば、ケース、ゲームカートリッジ、ゲームコントローラー、ステアリングホイール）。 <u>ただし、第 84 類注 5（Ｃ）の規定を満たし、ビデオゲームコンソールに使用するもので他のシステムにも接続することができる周辺機器（キーボード、マウス、ディスク記憶装置等）を除く（第 16 部）。</u> （３）～（13）（省 略） この項には、また、次の物品を含まない。 （ａ）～（ｃ）（省 略）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
96.05 トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。） この項には、個々にはこの表の異なる項に属する物品又は同じ項の異なる物品から構成されるある種のトラベルセットを含む。 この項には、次の物品を含む。 （i）化粧用セット：革製、<u>織物製又はプラスチック製等の</u>ケースに、例えば、成形したプラスチック製の箱、ブラシ、くし、はさみ、毛抜き、つまやすり、鏡、かみそりホルダー及びマニキュア用品を入れて提示される。 （ ）裁縫用具：革製、<u>織物製又はプラスチック製等の</u>ケースに、例えば、はさみ、巻尺、糸通し器、縫針及び縫糸、安全ピン、指ぬき、ボタン及びプレススタッドを入れて提示される。 （ ）靴磨き用具：革製、<u>織物製、プラスチック製又はプラスチックを被覆したボール紙製等の</u>ケースに、例えば、ブラシ、缶入り又はチューブ入りの靴墨及び織物製磨き布を入れて提示される。 この項には、マニキュアセットを含まない（82.14）。 この項には、また航空会社により乗客（飛行中又は仕向地で、手荷物を利用できない場合）に配布される織物製の袋（上記（i）から（ ）までの物品、化粧品、香水類又は化粧用の物品及びセルローズウォッディング製のハンカチの他にパジャマ、Ｔシャツ、ズボン及びショーツ等の繊維製品を入れたもの）を含まない。これらのセットの各物品は、それぞれ該当する各項に属する。	96.05 トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。） この項には、個々にはこの表の異なる項に属する物品又は同じ項の異なる物品から構成されるある種のトラベルセットを含む。 この項には、次の物品を含む。 （i）化粧用セット：革製、<u>織物製又はプラスチック製の</u>ケースに、例えば、成形したプラスチック製の箱、ブラシ、くし、はさみ、毛抜き、つまやすり、鏡、かみそりホルダー及びマニキュア用品を入れて提示される。 （ ）裁縫用具：革製、<u>織物製又はプラスチック製の</u>ケースに、例えば、はさみ、巻尺、糸通し器、縫針及び縫糸、安全ピン、指ぬき、ボタン及びプレススタッドを入れて提示される。 （ ）靴磨き用具：革製、<u>織物製、プラスチック製又はプラスチックを被覆したボール紙製の</u>ケースに、例えば、ブラシ、缶入り又はチューブ入りの靴墨及び織物製磨き布を入れて提示される。 この項には、マニキュアセットを含まない（82.14）。 この項には、また航空会社により乗客（飛行中又は仕向地で、手荷物を利用できない場合）に配布される織物製の袋（上記（i）から（ ）までの物品、化粧品、香水類又は化粧用の物品及びセルローズウォッディング製のハンカチの他にパジャマ、Ｔシャツ、ズボン及びショーツ等の繊維製品を入れたもの）を含まない。これらのセットの各物品は、それぞれ該当する各項に属する。